

広島県教育委員会教育長訓令第二号

学校以外の教育機関

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する訓令（昭和四十年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「祝日法による」を「国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（県立歴史民俗資料館に勤務する職員の勤務時間等に関する特例）

第六条 前条の規定は、県立歴史民俗資料館に勤務する職員の勤務時間等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「所長」とあるのは、「館長」と読み替えるものとする。

（県立歴史博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する特例）

第七条 第五条の規定は、県立歴史博物館に勤務する職員の勤務時間等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「所長」とあるのは、「館長」と読み替えるものとする。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。